

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（283））

2. 日時：平成29年8月21日 10時00分～11時40分

13時30分～19時40分

3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、伊藤安全審査官、大塚安全審査官、津金安全審査官、

日南川安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与

（地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、山崎主任技術研究調査

官、森技術研究調査官、伊東技術参与、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員（開発計画室） 他21名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループ 副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当（耐震） 他1名

北海道電力株式会社：原子力部 原子力安全推進グループ 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」及び「第5条／第40条 津波による損傷の防止」について、8月8日のヒアリングの提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<第4条 地震による損傷の防止>

<既工認との手法の相違点の整理について（設置変更許可申請段階での整理）>

- 整理フローにおける既工認と今回工認との整理結果に基づいた適用例にない手法の抽出、また、当該手法が規格基準に従っているかの確認については、検討内容がわかるように整理して提示すること。
- 整理対象のうち耐震Sクラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設に

ついて、基本設計段階での取扱いを説明すること。

<機器・配管系における手法の変更点について>

- 最新知見として得られた減衰定数等について、それらを採用する目的と東海第二発電所への適用性を整理して提示すること。
- 原子炉建屋クレーン作業時にブレーキが掛かっている場合、クレーンの地震時挙動に及ぼす影響を整理して提示すること。
- 天井クレーンの車輪とレール間の摩擦係数について、今回の設定値と既往の試験結果との関係を明確にすること。

<第40条 津波による損傷の防止>

<耐津波設計の基本方針>

- 津波の影響を受けないとする高台については、遡上解析結果を示した上で、津波防護対策の必要性を説明すること。
- 重大事故等対処施設に係る外郭防護1, 2の防護対象及び防護方針について、設計基準対象施設との整合性を考慮して整理し提示すること。
- 浸水防護重点化範囲について、電路等も含めて漏れなく整理し、図面等に反映し提示すること。

<第5条 津波による損傷の防止>

<耐津波設計方針>

- 津波監視カメラの設置目的や効果を整理するとともに、防潮壁上のそれぞれの津波監視カメラから確認できる施設等を図面上に整理して提示すること。
- 津波監視カメラに対する落雷その他自然現象からの防護の考え方について、他条文との紐付けを明確にすること。

<基準津波に伴う砂移動評価について>

- 平均粒径よりも大きな粒径を有する砂の浮遊可能性について、東海第二発電所のサイト条件を踏まえ説明すること。

<鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針について>

- 防潮壁の構造健全性評価における断面の選定及び解析モデルの設定について、論理構成やフローを整理して提示すること。
- 防潮壁への影響が大きい地震動の確認に関し、一次元地盤応答解析の実施位置の代表性、当該位置と解析断面との類似性について整理して提示すること。

<防潮堤及び貯留堰における津波荷重の設定方針について>

- 防潮堤に作用する津波荷重の設定における、防潮堤総延長を踏まえた評価点の浸水深（津波通過波高）設定の考え方について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針、耐震設計方針等の説明スケジュール案
- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止（安全審査関連 補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合性審査 審査会合指摘事項に対する回答一覧表
（防潮堤構造成立性）
- ・ 比較表（1. 2 追加要求事項に対する適合性 （1）位置、構造及び設備）
- ・ 比較表（1. 2 追加要求事項に対する適合性 （2）安全設計方針）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について